

建設工事等の前払金保証及び契約保証の電子化について (お知らせ)

建設工事及び建設工事に係る設計、調査及び測量業務()における前払金保証、中間前払金保証及び契約保証について、電子証書の取扱いを開始しますので、お知らせします。

電子証書等の申込等の発行手続きにつきましては、保証機関(保証事業会社)にご確認ください。

なお、引き続き、紙の保証証書での提出も可能です。

建設工事に係る設計、調査及び測量業務(以下「業務」という。)は、令和 6 年 4 月 1 日以降に契約する案件から前金払制度を導入します。

1 電子化の対象となる保証証書

保証の種類	証書等の種類	保証機関
前払金保証	前払金保証証書	保証事業会社
中間前払金保証(建設工事のみ)	中間前払金保証証書	保証事業会社
契約保証	契約保証証書	保証事業会社

電子化は、保証事業会社(東日本建設業保証(株)、西日本建設業保証(株)、北海道建設業保証(株))が発行する保証証書のみが対象です。金融機関の「保証書」や、保険会社の「公共工事履行保証証券」「履行保証保険証券」は、これまでどおり紙の証書や証券(原本)での提出が必要です。

2 電子証書の提出方法 次頁の留意事項もご確認ください

保証契約締結後、保証事業会社から発行された P D F ファイル(保証契約番号及び認証キーが記載されたもの)を、電子メールにて工事等の所管課まで提出してください。

前払金及び中間前払金の請求については、請求書への押印を省略できるため、電子証書を含む書類一式()を電子メールにて提出することが可能です。

保証事業会社が発行した P D F ファイル 建設工事等前金払(中間前金払)請求書
契約書(写) 保証契約約款(写)

3 対象となる契約

令和 6 年 4 月 1 日以降に契約する建設工事及び業務を対象とします。(引き続き、紙の保証証書での提出も可能です)

4 その他

建設工事及び業務の前金払制度について、以下の見直しを行いました。 とともに令和 6 年 4 月 1 日以降に契約する建設工事及び業務が対象です。詳細は、市ホームページをご確認ください。

業務への前金払制度の導入

契約金額が 5 0 万円以上で、保証事業会社の保証対象となる契約に限る(中間前金払は対象外)

建設工事及び業務に係る前払金及び中間前払金(中間は工事のみ)の支払限度額の撤廃

割合は変更ありません(前金払は契約金額の 4 割以内(業務は 3 割以内)、中間前金払(工事のみ)は 2 割以内)

電子メールによる電子証書の提出にあたっての留意事項

1 電子メール送信時の留意事項

○ 提出先のアドレス

保証事業会社から発行された PDF ファイルを提出する前に、工事等の所管課にアドレスを確認してください。

○ メールの件名等

メールの件名には、以下の 2 点を入れてください。

保証の種別（前払金保証 / 中間前払金保証 / 契約保証）

受注者名称

例：前払金保証について（○○○○建設(株)）

また、メール本文中には、以下の 2 点を必ず記載してください。

担当者氏名・連絡先

工事（業務）名称

2 電子メール送信後の留意事項

○ メール の 到達確認

電子メールの送信後は、契約締結等の円滑な手続きのため、必ず到達確認をしてください。

2024年4月1日スタート

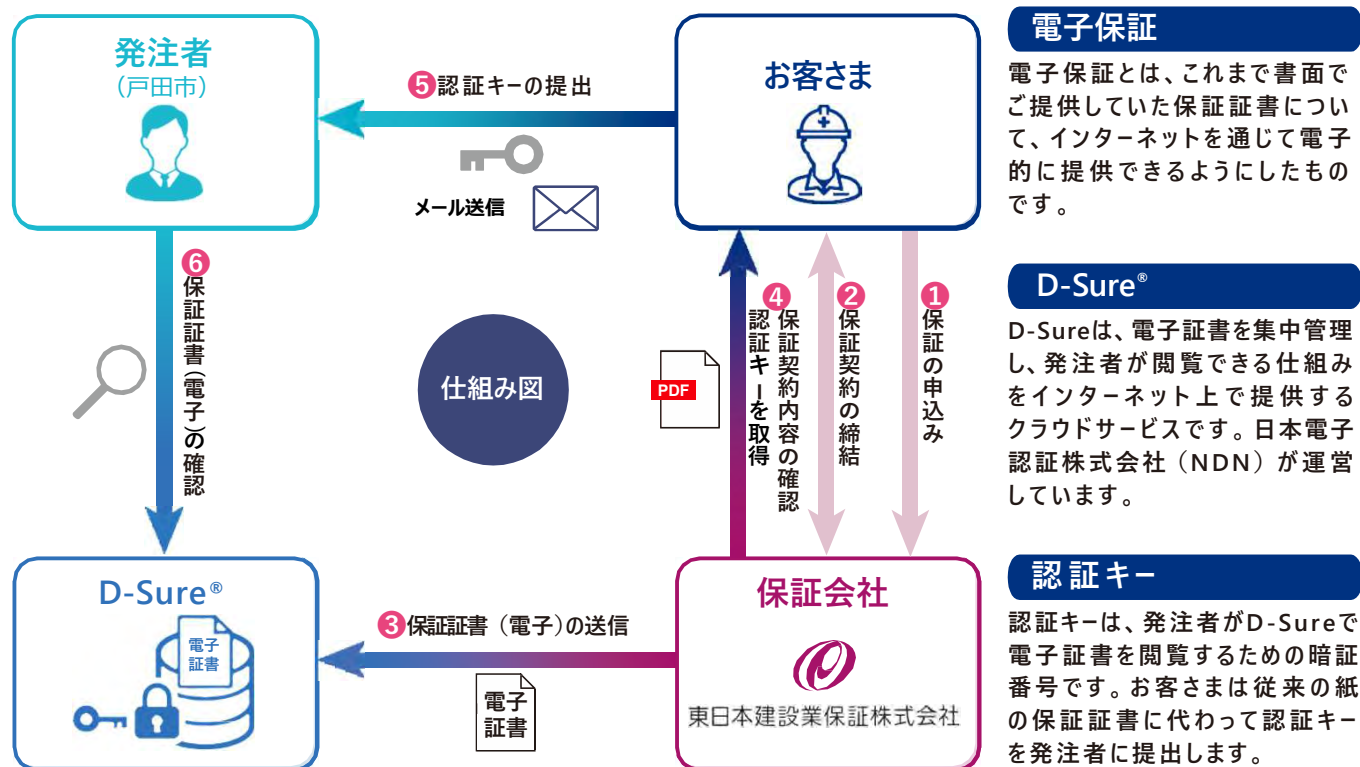
紙の保証証書も従来どおり選択可能

戸田市で電子保証が始まりました！

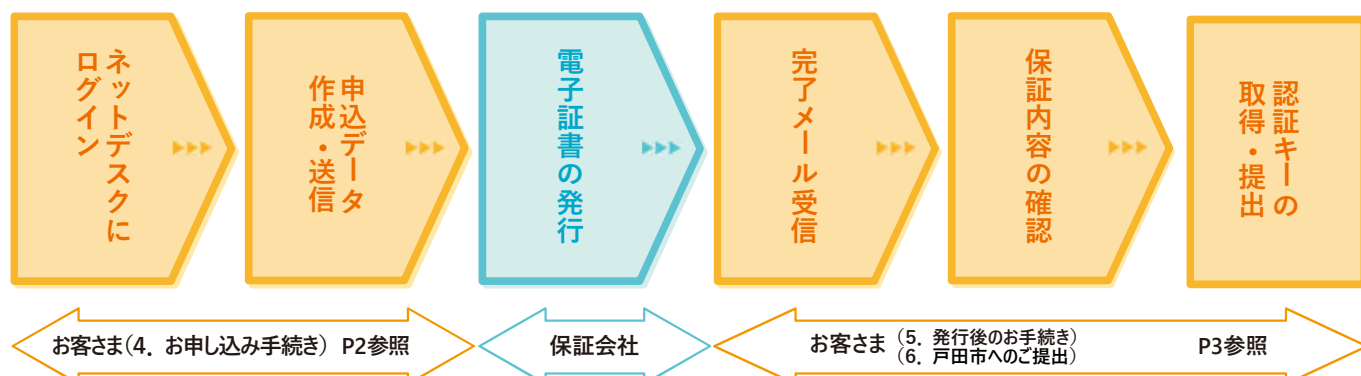
1. ご利用条件

- ・インターネット保証サービス（Net Desk）が利用できること
- ・戸田市が電子保証の利用を認めた工事・業務委託であること

2. 電子保証の仕組み



3. お手続きの流れ



4. お申し込み手続き

お申し込みは**ネットデスク**からとなります。

保証申込

申込の作成(新規)

申込作成 > 申込確認 > 送信完了

〇〇建設 株式会社 様

全体トップへ

ログアウト

保証申込のヘルプ

ご不明な点は申込先の**営業部・支店**までお気軽にお問い合わせください。

請負工事の情報

保証の申込内容

その他

保証の申込内容

保証の申込内容をクリア

前払金保証

☒ 前払金保証を申し込む
 手続状況
 保証契約番号

保証証書の形式について

☐ 証書(紙)
 ☒ 電子保証(認証キーを含む)
 ?

※電子保証を希望される場合は、発注者が電子保証に対応していることを確認してください。
 電子保証対応の発注者は[こちら](#)です。

今年度対象額

円 (出来高予定額または支払限度額)
 ?

前払金保証金額

20,000,000 円
 ?
 0.0 % (請負金額もしくは今年度対象額に対する前払金保証金額の割合)

預託金融機関(全角)

〇〇銀行 ××支店
 ?

再預託利用区分

☒ 再預託を利用しない
 ☐ 再預託を利用する

前払金保証料支払方法

一括納付

前払金保証料請求先

?

保証料計算書(紙)について

☐ 希望する
 ☒ 希望しない

※保証料計算書は弊社手続き完了後、保証料計算書一覧メニューからご確認いただけます。

契約保証

☒ 契約保証を申し込む
 手続状況
 保証契約番号

保証証書の形式について

☐ 証書(紙)
 ☒ 電子保証(認証キーを含む)
 ?

※電子保証を希望される場合は、発注者が電子保証に対応していることを確認してください。
 電子保証対応の発注者は[こちら](#)です。

契約保証金額

5,000,000 円
 ?
 0.0 % (請負金額に対する契約保証金額の割合)

契約保証料支払方法

一括納付

契約保証料請求先

?

保証料計算書(紙)について

☐ 希望する
 ☒ 希望しない

※保証料計算書は弊社手続き完了後、保証料計算書一覧メニューからご確認いただけます。

インフォメーション

インフォメーションをクリア

申込送信先、保証証書受取

申込送信先

埼玉支店

電子保証発行完了のお知らせ

☒ 希望する
 ☐ 希望しない

※「希望する」場合、弊社手続き完了後にメールを送信します。

メールアドレス

sa.mlad1@ejcs.co.jp
 ?

連絡先

担当部署

?

役職

担当者名

連絡先電話番号

お客様から弊社への連絡事項

弊社からお客様へのお知らせ

前払金保証、契約保証ごとに「**電子保証(認証キーを含む)**」を選択します。

「**希望する**」を選択し、メールアドレスを入力します。電子保証の発行手続きが完了しましたら、メールにてお知らせします。

5. 発行後のお手続き

保証会社で電子証書の発行手続きが完了しますと、お客さまに「電子保証（認証キー）発行完了のお知らせ」を電子メールにて送信いたします。

メールが届きましたら、①保証契約内容をご確認のうえ、②「電子保証にかかる「認証キー」のお知らせ」（PDF）をダウンロードしてください。

保証契約一覧
電子保証履歴一覧

〇〇建設 株式会社 様

全体トップへ
ログアウト

保証契約一覧のヘルプ

電子保証概要(前払金保証) ※最新の情報を表示しています。

保証契約番号	33073-00000M	請負契約者	〇〇建設 株式会社 様	JV名	
工事名	道路築造工事				
発注者名	戸田市長				
請負金額	50,000,000 円	保証金額	20,000,000 円		
商品名	前払金保証	預託金融機関	〇〇銀行 ××支店		

認証キー ※発注者にお知らせください。(印刷ボタンをクリックして、PDFデータを発注者に提出することをお奨めします。)

認証キー
Z28YUE4J3Bux

印刷

印刷方法について

電子保証情報(履歴情報) ※訂正、変更取消された履歴は表示されません。

電子保証発行日時とは、発注者が保証証書を確認するシステム(プラットフォーム)に保証証書が到着した日時のことです。

No.	電子保証発行日時	対象	電子保証
1	2024/04/01 15:10	新規	選択

①

保証証書(前払金保証)

保証証書(事実上の発行は行わない) 電子署名が有効です

保証契約番号	33073-00000M
保証契約者	埼玉県 戸田市 上戸田 1-18-1 〇〇建設 株式会社
被保証者	戸田市長
保証金額(総額)	20,000,000 円
保証期間	令和6年03月31日
工事名	道路築造工事
請負金額(総額)	50,000,000 円
工期	令和6年04月02日 ~ 令和7年03月31日
請負契約日	令和6年04月02日
預託金融機関	〇〇銀行 ××支店

当会社は、前払金保証約款に基づき上記のとおり保証契約を締結し、その責に任じます。

東京都中央区八丁堀2丁目27番10号
東日本建設業保証株式会社
取締役社長
原田 保夫

取扱箇所 埼玉支店
TEL: 048-861-8885
FAX: 0120-027335

(注) 1. 保証契約を変更する場合は、表題の下に変更～の表示と変更の発生番号を付記し、変更後の契約内容を表示します。
2. 請負金額のみの変更の場合は、この保証契約の効力に影響を及ぼさないで、保証契約変更の手続きをとる必要はありません。

印刷

閉じる

②

電子保証にかかる「認証キー」のお知らせ

電子証書を「保証確認サービス(D-Sure)」に掲載しましたので、お知らせします。

つきましては、お客様にて下記内容をご確認いただき、次のいずれかの方法でこのPDFファイルを発注者様にご提出ください。

①電子契約システムへのアップロード
又は
②電子メールに添付して送信

電子保証のご利用にあたっては、発注者様への「保証契約番号」と「認証キー」のご提出をもって、前払金請求手続(前払金保証)、又は請負契約締結手続(契約保証)が完了いたします。

ご不明な点がございましたら、当社の営業部・支店までお問い合わせください。

工 事 名 : 道路築造工事

受 注 者 名 : 〇〇建設 株式会社
(JVの場合は代表者)

商品(保証区分) : 前払金保証

保証契約番号 : 33073-00000M

認 証 キー : Z28YUE4J3Bux

【発注者様へのお問い合わせ】
「保証確認サービス(D-Sure)」にログインし、上記の「保証契約番号」と「認証キー」をもって電子証書を開覧ください。

東日本建設業保証株式会社

「電子保証」が別ウィンドウにて表示されます。
申込内容と間違いがないかご確認ください。

「電子保証にかかる「認証キー」のお知らせ」を
ダウンロードし保存してください。

6. 戸田市へのご提出

ダウンロードした「電子保証にかかる「認証キー」のお知らせ」(PDF)を電子メールに添付し、その他の必要書類と合わせて戸田市にご送信ください。この「認証キー」を使って、戸田市は保証契約の内容を確認します。

3

7. 電子保証に関するFAQ

Q1. 戸田市発注案件は、すべて電子保証としなければならないのでしょうか？

電子保証はあくまで受注者の選択肢の拡大であり、従来通り紙の保証証書を選択いただくことも可能です。

Q2. 保証料の領収証や計算書も電子化されますか？

計算書は電子化していますが、領収証は引き続き書面にてお渡します。

Q3. 電子保証の利用にあたり、保証料以外に発生する費用はありますか？

保証料以外に追加費用は発生しません。

Q4. 電子保証を選択した場合、発注者に保証証書を提出するまでの日数は従来より短縮されるのでしょうか？

保証証書の受取り・提出に要していた郵送や移動の手間がなくなるため、保証申込みから戸田市への提出までを、最短で当日中に行うことが可能です。

Q5. 電子保証をした工事について変更の保証証書が必要となりました。紙の保証証書を選択することは可能でしょうか？

同じ保証契約において、電子証書と紙の保証証書は混在できません。

Q6. 同一の工事で、前払金保証は電子証書、契約保証は紙の保証証書といった保証申込みは可能でしょうか？

可能です。商品ごとに保証証書の形式が異なっても構いません。

Q7. 戸田市のほかに電子保証を利用できる発注者はありますか？

2022年5月から国土交通省、2022年11月から埼玉県で利用可能となっています。電子保証に対応している発注者は当社ホームページの特設サイトに掲載しています。

特設サイト公開中



当社ホームページの「電子保証」に関する特設サイトでは、「電子保証の仕組み」と「認証キーの取得方法、発注者への提出方法」を分かりやすく解説した動画を公開しています。ぜひご覧ください。

URL : <https://www.ejcs.co.jp/e-surety/>



電子保証の仕組み



認証キーの取得方法
発注者への提出方法

お問い合わせ先
埼玉支店

電話番号 048-861-8885（土日祝日・年末年始除く9：00～17：00）
メールアドレス sa.mlal1@ejcs.co.jp